

料金審査専門会合の資料の事前掲載における 誤記載について

1. 事案の概要

平成30年12月12日（水）の料金審査専門会合前に向けて前日に当委員会HPに掲載した資料に、事業者が非公表[※]としている情報（2事業者の平成29年度託送収支計算書における営業費用、営業収益、事業者間精算収益の数値）が誤って記載されていた。

※託送収支計算書は原則公表となっているが、書類を公表することにより特定の事業者の競争上の地位を害すると認められる場合又は特定のガスの供給を受ける者の権利利益を害することになる場合には、その一部を公表しないことができるとされている。

2. 対応状況

誤記載のあった資料については、料金審査専門会合の開催前に修正し、再掲載した。

2事業者に対しては、状況の説明及び謝罪を行った。

3. 再発防止策

12月14日付で、HPに資料を掲載する際には担当者及び管理職が改めて内容の最終確認を行う等の手続きを定めた再発防止策を制定し、管理職から課員全員に周知を行った。併せて、同様の事案が発生した場合の対応フローについて改めて管理職から課員全員に周知を行った。